

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅経印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
フィリピン	フィリピン共和国政府に対する 贈与に関する日本国政府とフィ リピン共和国政府との間の交換 公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	600,000千円 -----	H25.3.18 マニラで (同日)	日本側 ト部敏直在フィリ ピン大使 アルバート ・デル・ロサリオ外務大 臣	H25.4.23 155号
フィリピン	フィリピン共和国政府に対する 贈与に関する日本国政府とフィ リピン共和国政府との間の交換 公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	200,000千円 -----	H25.3.18 マニラで (同日)	日本側 ト部敏直在フィリ ピン大使 アルバート ・デル・ロサリオ外務大 臣	H25.4.23 156号
フィリピン	イサベラ州小水力発電計画のた めの贈与に関する日本国政府と フィリピン共和国政府との間の 交換公文	イサベラ州小水力発電計画を実施するために必要な生 産物及び役務の購入	147,000千円 H29.11.30まで	H25.3.25 マニラで (同日)	日本側 ト部敏直在フィリ ピン大使 アルバート ・デル・ロサリオ外務大 臣	H25.4.23 157号
フィリピン	イフガオ州小水力発電計画のた めの贈与に関する日本国政府と フィリピン共和国政府との間の 交換公文	イフガオ州小水力発電計画を実施するために必要な生 産物及び役務の購入	893,000千円 H30.1.31まで	H25.3.25 マニラで (同日)	日本側 ト部敏直在フィリ ピン大使 アルバート ・デル・ロサリオ外務大 臣	H25.4.23 158号
フィリピン	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とフィリピ ン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	263,000千円 H30.12.31まで	H25.6.19 マニラで (同日)	日本側 ト部敏直在フィリ ピン大使 アルバート ・デル・ロサリオ外務大 臣	H25.7.4 235号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。